内閣府「ワンストップ支援センターにおける支援について」

- 1. 内閣府では、「第3次犯罪被害者等基本計画」及び「第4次男女 共同参画基本計画」に基づき、性犯罪・性暴力被害者支援に係る施 策を進めています。
- 2. 平成 29 年度の内閣府の調査によると、無理やりに性交等された 被害経験のある女性は約 13 人に 1 人にのぼっており、依然として 身近に起こり得る問題と認識しています。また、被害にあった女性 のうちの 6 割は、誰にも相談していないという結果となっています。
- 3. 性犯罪や性暴力の被害者に対しては、相談につながりやすい環境を整え、できるだけ早く、心身の負担を軽減するため、被害直後から相談を受け、医療的な支援、心理的支援などを可能な限り一か所で提供することが望まれます。
- 4. 内閣府においては、こうした「性犯罪・性暴力被害者のためのワ

ンストップ支援センター」の設置を促進し、平成 29 年度から「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を活用、一昨年、平成 30年 10月に全都道府県にセンターが設置されたところです。引き続き、交付金を活用することにより、センターの安定的な運営や 24時間 365 日被害者支援ができるような体制の整備を支援していきます。

- 5. また、若年女性に対する性暴力を予防する啓発のための研修を実施するとともに、SNS を活用した相談事業を昨年 12 月に試行実施したところです。
- 6. さらに、関係省庁と連携して、被害者支援の充実、教育・啓発を中心に、政府の取組を強化していくための方針のとりまとめを予定しております。
- 7. 今後とも、ワンストップ支援センター等、相談体制の整備により、 性犯罪・性暴力被害の予防啓発及び被害者支援の充実にしっかり 取り組んでまいります。